

登記原因証明情報



1 登記申請情報の要項

登記の目的 所有権移転

原因 平成30年2月22日 売買

当事者 権利者 埼玉県蕨市錦町一丁目12番40号
(甲) アーバンラフレ戸田910号
株式会社三種町浜田北発電所
義務者 能代市字長崎194番地9
(乙) 荒川信盛

不動産

山本郡三種町浜田字大平58番54 山林 1166㎡

2 登記の原因となる事実または法律行為

平成30年2月22日 乙は、甲に対し本件不動産を売り渡した。
よって、本件不動産の所有権は、同日 乙から甲に移転した。

平成 年 月 日 秋田地方法務局能代支局 御中

上記の登記原因のとおり、相違ありません。

住所 埼玉県蕨市錦町一丁目12番40号
アーバンラフレ戸田910号
(買主) 氏名 株式会社三種町浜田北発電所
代表取締役 堀田成

住所 能代市字長崎194番地9

(売主) 氏名 _____



会印
(印金管証日月印)